

ケーススタディ⑧  
**青森県三戸町**における取組状況

---

令和5年1月



# 三戸町の概要

- 三戸町は、約10,000haの森林を有し、地域住民の生活に密接した里山地域から、林業生産活動が積極的に実施されている地域、奥地の国有林地帯まで多様性に富んだ構成。
- 約7,000haが私有林で、このうち、約4,000haを人工林が占めているが、9割程度は森林経営計画が作成されておらず、経営管理がされていないおそれがある状況。
- このため、町は森林経営管理制度を活用し、未整備森林の解消を進めていく方針。



図1 三戸町及び雷平地区の位置

## ■ 森林経営管理制度の取組方針

- まずは森林所有者の意向把握を最優先で進めることとし、令和2年度に町内全ての森林所有者を対象に意向調査を実施（6,084ha、6,474筆、1,469名分）。
- 意向調査の結果を踏まえ、特に民家等の保全対象に近接する森林から優先的に町による森林整備を進めていくこととしており、順次、現地踏査と集積計画の策定を進める予定。
- 現在は、三戸町の中心部に位置し、住宅地に隣接した森林が多い雷平地区で取組を進めている。



# 三戸町雷平地区の概要

- 雷平地区の99林班い小班は、住宅に隣接しており、城山公園（国の史跡にも指定されサクラの名所）に近く、三戸町森林整備計画において、保健機能を特に発揮すべき森林として位置付けられている。しかしながら、森林が成長するにしたがい、一部では倒木が発生し、景観や安全・安心の観点から、周辺の住民からは町に対して対応を求める声が上がっていた。このため、森林経営管理制度を活用した整備を進めることとした。
- 当該森林は、意向調査の結果、宛名不在の状況であったため、町は所有者の探索を開始。



図2 対象林分位置図

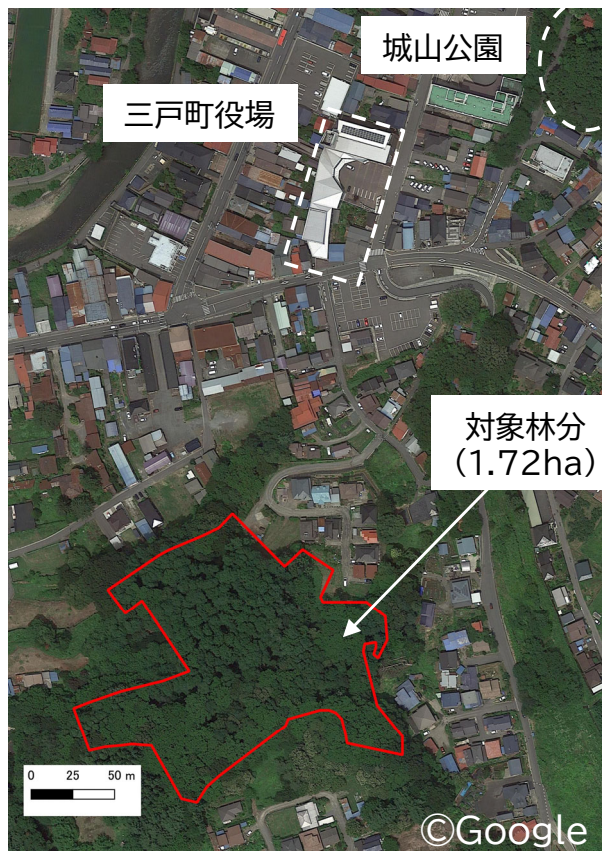


図3 対象林分空中写真

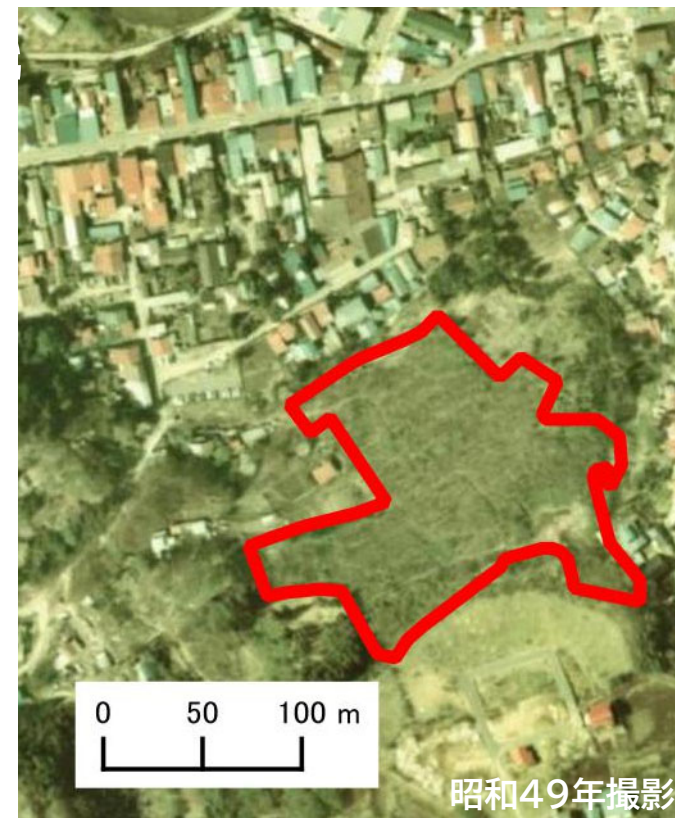


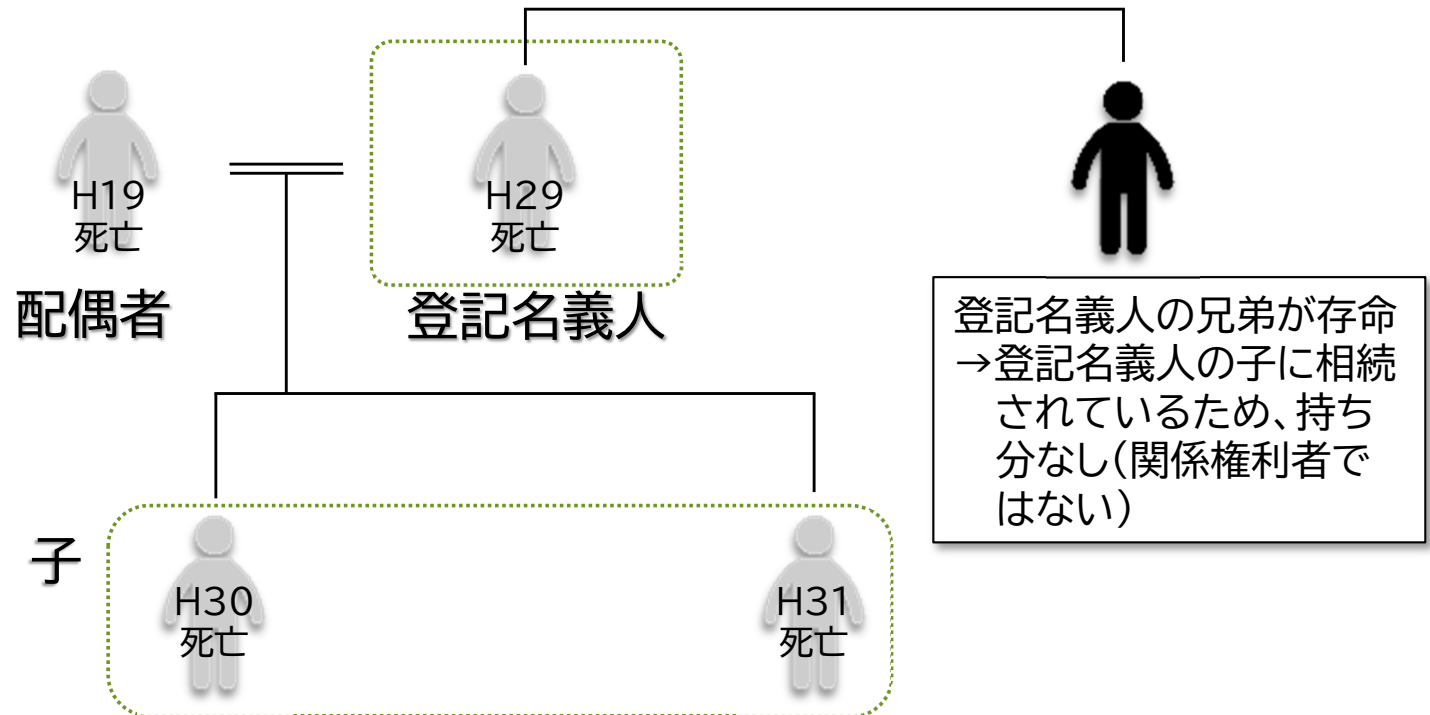
図4 過去の空中写真

# 三戸町における探索の状況

- 登記名義人は1名（昭和51年に持分2分の1を贈与により取得し、昭和52年に残りの2分の1を売買により取得）。
- 登記名義人の除籍謄本を取得した結果、登記名義人は平成29年に、その配偶者は平成19年に、2人の子はそれぞれ平成30年及び平成31年に死亡していることが判明。
- 登記名義人の改製原戸籍から、兄弟の存在が判明し、存命であることも確認できたが、登記名義人の死亡時には子が存命であったことから、当該兄弟は森林についての権利は有していない状況。
- 相続人が全員死亡し、同意を取ることができないことから、町は所有者不明森林の特例を活用して、経営管理権を設定するため、令和4年12月1日に経営管理権集積計画案の公告を開始。6か月間の間に不明所有者からの申出がなければ、青森県への裁定申請に進む予定。

## 【探索の状況】

- 林務担当部局で町の住民課に住民票、住民票の除票、戸籍謄本、除籍謄本を請求。
- 除籍謄本により、本人、配偶者、子の死亡が判明。
- 登記名義人の兄弟が存命であったが、法定相続人は全員死亡。
- 探索開始前に、関係部局に問い合わせたところ、当該土地は相続人が誰もいない状況になっているとの情報あり。



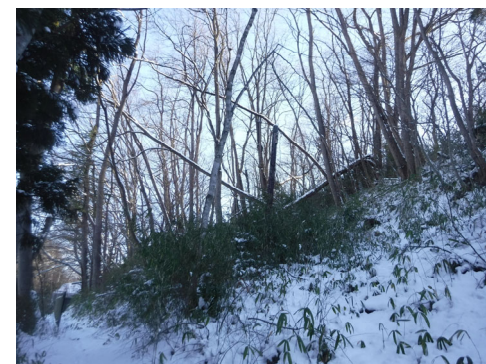


# 三戸町が行いたい経営管理の内容

- 今回対象とする林分では施業が行われた形跡がなく、立木も込み合い、下層植生も乏しい。また、継続的に倒木等が発生しており、周辺住民から町への対応要望が強い。
- 町役場や国の史跡である城山公園からも視認できる場所に位置。三戸町森林整備計画では、保健機能森林に指定されており、景観の保護に配慮した施業を行うこととされているが、森林の現況に鑑みてこうした施業が行われているとは言い難い。
- こうしたことから、町は皆伐を行って低木樹種の植栽を行いたいと考えている。

## ■ 所有者不明森林で定めようとする経営管理権集積計画の概要

事項	内容
存続期間	20年間
実施する経営管理の内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 皆伐、再造林（低木樹种植栽）</li><li>・ 民家から20m以上離して植栽</li><li>・ 下刈、除伐</li><li>・ 年1回の巡視</li></ul>
費用負担	市町村が全額負担
利益還元	収益があっても費用に充てることとし、利益を還元しない



対象林分の林内



対象林分と民家の近接状況

# 検討委員会でご議論いただきたい事項

1. 町は除籍謄本により森林所有者全員の死亡を確認。登記名義人には兄弟が存在するが、特段の権利関係はなかった。そのほか、所有権以外の登記された権利はなく、関係部局も含め、町が保有する情報はないことを確認。特例措置の活用のための探索行為を十分に行ったと考えるが、御意見はあるか。
2. 今回の対象森林は、三戸町森林整備計画上、保健機能森林に指定されており、景観に配慮した施業を行う必要。現状、広葉樹が込み合い、倒木も発生し、景観上も問題となっていることから、町は皆伐を実施して、低木樹種を植栽することにより、倒木等の危険の排除と、将来の景観形成につなげたいと考えている。町が行おうとする森林整備の内容や植栽樹種について、御意見はあるか。
3. 所有者不明森林の特例措置を活用して経営管理が行われた場合、20年間は町が当該林分を預かって経営管理を行うこととなる。存続期間が終了した後の対応について、御意見はあるか。
4. 所有者不明森林の特例措置の活用のためには、今後、青森県の裁定手続きが必要となる。県は、所有者不明森林について、現に経営管理が行われておらず、当該所有者不明森林の経営管理権を市町村に集積することが必要かつ適当と認める場合には、裁定を行うこととなる。林野庁としては、今回の対象森林は、法令で定める方法による探索が行われており、三戸町が森林整備計画に基づいて施業を行っていく必要があるものと考え、県が裁定するに当たり留意すべき点について、御意見はあるか。